

新型コロナに対応する

現場の労務問題Q & A

日本産業保健法学会

はじめに

昨年の二月より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行を受け、私たちは日々の暮らしや働き方にも大きな変化を求められました。

本稿執筆時点（令和三年一月二〇日）においても、東京では感染者数が今なお過去最高を更新し、重症者数の割合も増加、医療現場のひっ迫が問題視されており、予断を許さない状況です。

まさに暗中模索で先を見通すことが難しいなか、今まで想定していなかった事柄に対し、

「どのように対応すればよいかわからない」とお悩みの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

本稿では、二つの視点で考えていきたいと思います。一つ目は企業を取り巻く環境、二つ目は自らの職場の労務管理です。

(1) コロナ禍における就業状況

一つ目の企業を取り巻く環境について、**図表1**をご覧ください。これは総務省統計局による労働力調査（基本集計）二〇二〇年四月分の結果をまとめたものです。就業者、雇用者ともに八八カ月ぶりに減少しています。また、主な産業別就業者を

前年度同月で比べると「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「製造業」などが減少しています。時期や業種からみても、コロナの影響を受けていることがわかります。

同じ調査では、完全失業者割合が二・六%となっています。完全失業者とは「仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった」「仕事があればすぐに就くことができる」「調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた」をすべて満たした者です。

リーマンショックの影響を大きく受けた二〇〇九年七月に

は、過去最高の五・七%という割合でした。二〇二〇年四月当初は、同様ないしはそれ以上の状況になるのではないかといわれていましたが、現在は二・九%（二〇二〇年十一月調査時点、**図表2**）となっています。

この割合をどのように見るべきか、意見は分かれると思いますが、雇用調整助成金の特例措置の延長や政府の様々な施策や企業が雇用を守る努力の表れだと筆者自身は考えています。

一方、業種によっては人員削減をせざるを得ない厳しい状況におかれているところもあります。また今後、雇用調整助成金

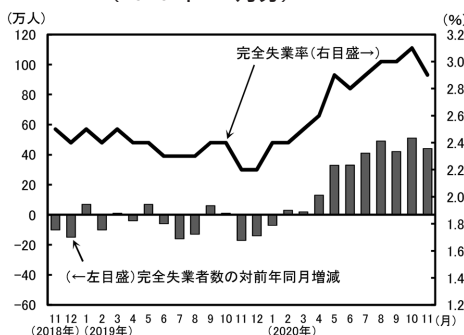
【図表1】2020年4月分の労働力調査（基本集計）の概要

原数値	実数 (万人、%)	対前年同月増減 (万人、ポイント)			
		4月	3月	2月	1月
就業者	6628	-80	13	35	59
農業、林業	211	1	-7	-3	12
建設業	491	-12	3	7	-14
製造業	1040	-17	-24	-15	5
情報通信業	242	20	2	-5	16
運輸業、郵便業	351	15	12	-1	-9
卸売業、小売業	1048	-33	17	44	22
金融業、保険業	163	-2	-5	-7	3
不動産業、物品賃貸業	139	15	3	8	14
学術研究、専門・技術サービス業	248	9	13	-1	8
宿泊業、飲食サービス業	373	-46	-14	-6	-8
生活関連サービス業、娯楽業	225	-11	3	1	1
教育、学習支援業	319	-7	-11	-2	-12
医療、福祉	855	15	40	25	31
サービス業(他に分類されないもの)	449	-8	-6	2	2
就業者	59.8	-0.7	0.1	0.4	0.6
完全失業者	189	13	2	3	-7

季節調整値	実数 (%)	対前月増減 (ポイント)			
		4月	3月	2月	1月
完全失業率	2.6	0.1	0.1	0.0	0.2
男	2.9	0.2	0.1	0.2	0.0
女	2.3	0.1	0.0	0.0	0.2

(出所) 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」
2020年（令和2年4月分）より作成

【図表2】完全失業者数の対前年同月増減と完全失業率（季節調整値）の推移（2020年11月分）



(出所) 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」
2020年（令和2年11月分）より

の特例措置が終了したら、一気に完全失業率の割合が高まるのではないかとといった声も聞こえています。楽観視できる状況ではありませんが、これから、悲観的になりすぎずに、冷静にこれらの状況を踏まえて俯瞰した視点で捉えていくことが求められるでしょう。

(2) 誰もが未経験の労務問題

二つ目の自らの職場の労務管理について、筆者は社会保険労務士として、コロナ禍において、企業の存続やその職場の社員たちの雇用を守ることを、さらに社員のモチベーション維持や生産性の向上など様々な支援を続けています。その中で、コロナに関する労務管理についての問合せを受けることが多いのですが、二〇二〇年四月初は、専門分野であっても回答に苦慮していました。なぜなら「今まで経験したことがない事態であるから」です。労働基準法などの労務に関する法律の分野だけでなく、産業保健に関する内容、新型コロナウイルス感染症に関する新しい知見、それぞれを総合的に検討して回答しなければ正解にたどり着けませんでした。

特に、新型コロナウイルス感染症に関しては、WHOが発出する意見も時期によって異なり現場に混乱を生じさせました。誤解のないようにお伝えしたいのですが、批判をしているのではありません。「世界のトップでさえもわからない」ということに驚愕を覚えたのです。

(3) 現場を照らす「正しい情報」

皆さんの職場でも、一体どうしたらよいのかと悩まれた方もいらっしゃるのではないでしょうか。そのような声を受け、コロナ禍における代表的な労務問題につ

いて、日本産業保健法学会（詳細は「一頁参照」）のプロジェクトチームが同学会のHP上にQ&A形式で回答を示しています。同様のQ&Aは、すでに厚生労働省や弁護士事務所・社会保険労務士事務所などでも公表されていますが、それらを参照しつつも実務的に役立つように踏み込み、なおかつ中立的なものを示す意図で起案しています。

今回、JAの現場がコロナ禍に対応していくなかで生じた労務関連の様々な疑問や課題について、この日本産業保健法学会のメンバーが個別の事例に関する回答をまとめた（次頁以降）。誌面の都合で四つに絞りましたが、具体的に示唆に富む内容になっていますので、お役に立てば幸いです。まだ先は見えませんが、その行く先を照らすものは「正しい情報」ではないかと思っています。

〈執筆者〉

中辻めぐみ（社会保険労務士
法人中村・中辻事務所／日本産業保健法学会広報委員）

説

ついに運用開始！

解

「自然災害債務整理

ガイドライン・コロナ特則」の 基本とポイント

一 はじめに

災害被災者支援のための金融業界の自主ルールである「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という）を、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務者に適用することを認める特則が二〇二〇年一〇月に策定され、同年一二月一日から運用を開始しました。新型コロナウイルス感染症の影響は、一般的な自然災害と異

なり、日本全土に及んでいます。今回の特則策定により、本ガイドラインは、文字どおりの意味で、全国すべての金融機関にとつて「他人事ではない」ものとなりました。しかし、現状は本ガイドラインが金融機関に広く知られているとは言えない状況です。そこで本稿では、金融機関対応つたなしとなった本ガイドラインについて、実務上最低限知っておいてほしいことを解説します。

二 本ガイドラインの性質

本ガイドラインは、災害被災者等支援のための、金融債務の私的整理に関する準則（自主ルール）です。その策定主体は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」（以下、「ガイドライン研究会」という）であり、運用事務局は「一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関」（以下、「ガイドライン運営機関」とい

う）が担っています。

ガイドライン研究会は、メガバンク・地銀・信用金庫・信用組合等をはじめ、およそあらゆる業態の金融機関（もちろん、JAも含む）から、各業界を代表する形で選任された委員によって成っており、そこで策定された本ガイドラインは、金融業界の総意として定められた自主ルールというべき性質をもちます。また、ガイドライン研究会には金融庁や日本銀行、最高裁判所をはじめとする関係政府機



ほくと総合法律事務所
パートナー弁護士 石毛 和夫

自然災害債務整理ガイドライン研究会
委員、自然災害債務整理ガイドライン
運営小委員会委員長、第二東京弁護士
会災害対策委員会委員長。

関（もちろん、農林水産省を含む）等からもオプザーバーが参加し、ガイドライン運営機関の運営には政府からの予算も支出されるなど、本ガイドラインはいわば「準公的」な制度としての側面ももっています。

本ガイドラインは法律ではありませんが、本ガイドラインのこのような性格から、金融機関としては、基本的にこれを遵守し尊重することが求められているといえます。

三 本ガイドラインの制度趣旨と沿革

1 ガイドライン本則

本ガイドラインは当初、東日本大震災（二〇一一年）以降もなお地震や暴風、豪雨等による自然災害が続発しているわが国の実態に鑑み、このような自然災害を想定して策定されました。すなわち、大災害の後には、その被害によって金融債務の返済が困難になる個人債務者が多数残されます。これを金融

機関が放置していたり、単純なリスケジュールのみで対応していたりすると、被災地に破綻・実質破綻した債務者が溢れることとなり、被災者・被災地の復興にとつて大きな足かせとなります。そこで、破産等の法的な倒産手続によらず、債務者と金融機関等債権者とは、協議と合意に基づいて債務を減免できるようにするための仕組みとして、公正・迅速な私的債務整理手続の準則の策定が望ましいと考えられました。本ガイドラインは、このような政策的な要請に応えるものとして策定されたものです。

本ガイドラインの策定は二〇一五年二月であり、その運用は翌二〇一六年四月一日から始まっています。以後、熊本地震（二〇一六年）、西日本豪雨（二〇一八年）、北海道胆振東部地震（二〇一八年）などで多くの実績をあげ（注1）、被災者・被災地の復興の一助を担ってきています。

2 コロナ特則

他方、周知のとおり、二〇二〇年初頭頃から、新型コロナウイルス感染症が日本全土にわたつて大きな影響を及ぼしており、これに伴う失業や収入・売上の減少によって金融債務の返済が困難になる個人債務者が多数現れています。このような個人債務者の経済的再起は、わが国経済・社会の立て直しのために重要な課題であり、その一つの方策として、金融債務にかかると新たな私的整理の仕組みを設けることが必要と考えられました。

そこで、二〇二〇年一〇月、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者も本ガイドラインを利用できるようにするための特則（この特則部分を以下、「コロナ特則」といい、コロナ特則以外の部分を以下、「本則」という）が本ガイドラインに設けられ、二〇二〇年二月一日からその運用が開始されました。

（注1）二〇二〇年九月末現在で一五一件の利用がある（ガイドライン運営機関ウェブサイト）。

四 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、前述した本則とコロナ特則、そしてそれぞれの公式解説文書である「Q&A」から成ります。また、それらの下部規定としていくつかの細則があるほか、これまでの事例などを取りまとめた運用の目安である「運用規準」と、「運用規準」をコロナ特則事案に合わせて読み替えて適用することを定めた「読替通達」と呼ばれる文書があり、実務上はこの「運用規準」「読替通達」も重要な解釈基準となっています。

本則、コロナ特則および「Q&A」は公表されており、ガイドライン運営機関のウェブサイト等で誰でも閲覧することができますが（注2）、細則や「運用規準」「読替通達」は非公表文書であり、金融機関等の限られた関係者だけが、ガイドライン

押さえておきたい

解説

令和三年以降の

年金知識・法改正のトピックス



株式会社 IIC パートナース
コンサルティング部
大森 祥弘



J A に向けて退職金制度・企業年金制度に関するアドバイザー業務を行っている。J A 共済連全国本部出身。

ここ数年、新聞等で、公的年金（以下、「国の年金」という）や企業年金の改正に関する記事を目にする機会が増えていると感じることはありませんか？

「年金」と聞くと老後の主な収入源をイメージすると思いますが、国が主導して高齢期の就業機会の拡大に取り組んでいることもあり、少しずつ年金制度の役割は見直されています。そのため、話題に上ることが増えているといえるでしょう。

本稿では、令和三年度のスタートに向けて、間もなく変更される国の年金制度の仕組みをト

ピックスとして紹介します。さらに、今後、実施されることが決まった法改正のうち、組合員や利用者に影響する内容を中心に解説します。

読者の中には、「私が年金を受給するのはだいぶ先の話だし、興味が湧かない」という方も多いと思いますが、例えば、ご両親がそろそろ年金を受給する、という方もいるでしょう。業務上の知識習得という視点にも影響する法改正という視点からも読み進めていただければ幸いです。

まもなく実施される法改正①
障害年金と児童扶養手当の支給調整（併給）ルール見直し
〔令和三年三月一日施行〕

国民年金や厚生年金といった国の年金制度は、老後の年金というイメージが強いものですが、障害の程度に応じて障害年金（障害基礎年金や障害厚生年金）を受給することができます。

この障害年金を受給している方のうち、ひとり親でもある方は、児童扶養手当も受給することができます。障害年金は、子がいる場合、障害年金のうち国

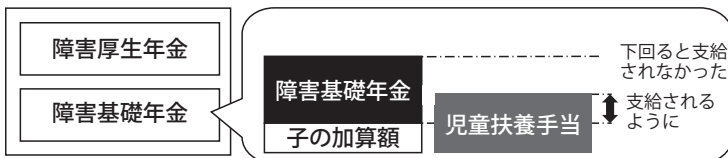
民年金に相当する部分（障害基礎年金）が増額されます。しかし、障害年金を受給される方が児童扶養手当も受給できる場合には、障害年金全体と児童扶養手当を比較し、障害年金のほうが大きければ児童扶養手当は支給停止される仕組みでした（図表1）。

これが、法改正により、障害年金全体と児童扶養手当を比較

解説 押さえておきたい令和3年以降の年金知識・法改正のトピックス

【図表1】障害年金と児童扶養手当の供給調整

障害年金



・厚生労働省の資料によると児童扶養手当から障害基礎年金の子の加算額を差し引いた24,420円/月が支給されるようになる。

するのではなく、障害基礎年金の子の加算額と児童扶養手当を比較するようになります。

Check Point
児童扶養手当はひとり親に支給されるもので、名前は似ていますが児童手当とは別の仕組みです。混同しないように注意しましょう。

チェックポイント

まもなく実施される法改正②
ひとり親、寡夫が国民年金保険料の申請全額免除対象に
〔令和三年四月一日施行〕

国民年金保険料は、所得が低ければ、所得の額に応じて四分の一ずつ段階的に免除される仕組みになっています。また、あまり知られていませんが、失業やひとり親といった事情によっても保険料の納付が免除されます。

この法改正もひとり親に関するものです。これまでは夫と死別または離婚した後、婚姻をしていない女性が国民年金保険料の全額免除の対象でしたが、法改正により、女性だけでなく、同様のケースの男性（妻と死別または離婚した後、婚姻をしていない男性）や未婚で子を養育されている方（未婚の親）も国民年金保険料が免除されるようになります。



チェックポイント

ひとり親の保険料全額免除を

申請する際、現在の所得要件は、一二五万円です。しかし、個人住民税非課税基準額が所得一三五万円になることに伴い、同様に一三五万となります。

実務的には免除対象となるか判定するために、所得要件等も考慮しますので、この点については知識のインプットに留め、市役所や役場に相談していただく橋渡し役といった対応で十分

まもなく実施される法改正③
短期滞在の外国人への脱退一時金制度の見直し
〔令和三年四月一日施行〕

短期滞在で日本に居住する外国人が帰国する場合、帰国してから二年以内であれば脱退一時金を受給することができます。

この脱退一時金は、国民年金や厚生年金に加入していた外国人からすると、日本に滞在して

でしょう。

また、これはあくまでも国民年金保険料の免除対象が広がるという法改正です。会社勤めで厚生年金保険料が給与から天引きされている方は、ひとり親であつてもこの保険料免除の対象外ですので注意しましょう。

国民年金保険料の申請全額免除が利用できるのは、ひとり親のうち自営業やフリーランスの方、厚生年金の加入対象にならない程度でパート・アルバイトをされている方や無職の方等です。

いる間に支払っていた保険料が、将来の老後の年金に結びつきにくいいため設けられている仕組みです。保険料を納めた期間が三年以内であれば、例えば国民年金の場合は国民年金保険料の半額相当を脱退一時金として